

令和6年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案概要書

令和6年2月22日

かすみがうら市

目 次

○ 承認〔 1 件 〕

承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第3号)〉	1
---------	---	---

○ 条例に関する議案〔 2 件 〕

議案第 2 号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第 3 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	3

○ 予算に関する議案〔 2 件 〕

議案第 4 号	令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算(第11号)	4~7
議案第 5 号	令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算(第2号)	8

○ 条例に関する議案〔 12 件 〕

議案第 6 号	かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の制定について【新規】	9~10
議案第 7 号	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【整理】	11

議案第 8 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【整理】	12
議案第 9 号	かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	13
議案第 10 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	14
議案第 11 号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	15~16
議案第 12 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	17
議案第 13 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	18
議案第 14 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	19~20
議案第 15 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	21~22
議案第 16 号	かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	23

議案第 17 号	かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について【廃止】	……………	24
----------	-----------------------------------	-------	----

○ 予算に関する議案〔 10 件 〕

議案第 18 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 2 号）	……………	25～40
議案第 19 号	令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	41～42
議案第 20 号	令和 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	……………	43～44
議案第 21 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	……………	45～46
議案第 22 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計予算	……………	（別冊）
議案第 23 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	……………	（別冊）
議案第 24 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	……………	（別冊）
議案第 25 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	……………	（別冊）
議案第 26 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計予算	……………	（別冊）
議案第 27 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	……………	（別冊）

（別冊）

・ 資料No.1 令和 6 年度予算の概要

- ・ 資料No.2 かすみがうら市総合計画（実施計画）
- ・ 資料No.3 令和6年度一般会計当初予算事業別一覧（前年度比較）
 令和6年度国民健康保険特別会計当初予算事業別一覧（前年度比較）
 令和6年度後期高齢者医療特別会計当初予算事業別一覧（前年度比較）
 令和6年度介護保険特別会計当初予算事業別一覧（前年度比較）
 令和6年度当初予算国・県支出金及び市債充当一覧 参考資料
- ・ 資料No.4 令和6年度水道事業会計予算説明書
- ・ 資料No.5 令和6年度下水道事業会計予算説明書
- ・ 資料No.6 かすみがうら市の財務書類（令和4年度決算）

○ 財産の貸付けに関する議案〔1件〕

議案第28号	財産の貸付けについて	……………	47～48
--------	------------	-------	-------

○ その他の議案〔2件〕

議案第29号	新市建設計画の変更について	……………	49～50
議案第30号	市道路線の変更について	……………	51～52

承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）〉
-------	--

1 要 旨

今回の補正は、予算書第3条に定めた収益的支出の予定額10億6千544万6千円を41万6千円増額し、収益的支出の予定額を10億6千586万2千円とするもの

2 内 容

(1) 収益的支出の補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
収益的支出		1,065,446	416	1,065,862
	営業費用	1,018,873	416	1,019,289

3 専決処分日

令和6年2月1日

[上下水道部：上下水道課]

議案第 2 号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
---------	---

1 要 旨

市職員の給与に関する条例の改正に準じて給料月額及び期末手当の支給月数を改正し、勤勉手当支給制度を新設するため、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 市職員の給与に関する条例の行政職給料表の改正に準じて 1 級及び 2 級の号給を引上げる。

(2) 期末手当の支給月数

	6 月期	1 2 月期
令和 6 年度以降	<u>1. 2 2 5 月</u>	<u>1. 2 2 5 月</u>

※市職員の給与に関する条例における期末手当の支給月数に準じる。

(3) 勤勉手当の支給月数（新設）

	6 月期	1 2 月期
令和 6 年度以降	<u>1. 0 2 5 月</u>	<u>1. 0 2 5 月</u>

※令和 6 年度から勤勉手当を支給し、支給月数は常勤職員に準じる。

3 施行年月日

(1) 公布の日から施行。ただし、期末手当及び勤勉手当の支給に関する改正については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 給料表の改正については、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

[総務部：総務課]

議案第 3 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定 について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号）の一部を改正する政令が令和 5 年 1 2 月 6 日に公布されたことに伴い、かすみがうら市手数料条例で定める手数料の金額のうち標準額の見直しがあったものについて改正を行うため、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 手数料を徴収する事務及び手数料の金額等について定める別表第 1 中、次の事務に係る手数料を改める。</p> <p>ア 戸籍法に基づく証明等に関する手数料のうち戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料等を新たに定めるほか所要の改正を行うもの</p> <p>（2） 手数料を徴収する事務及び手数料の金額等について定める別表第 2 中、次の事務に係る手数料を改める。</p> <p>ア 消防法第 1 1 条第 1 項前段の規定による設置の許可の申請に対する審査に関する手数料のうち浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料を増額するもの</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日から施行。ただし、戸籍法に基づく事務に係るものについては、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

議案第4号	令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）
-------	----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億4千881万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ198億9千5万8千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	3,234,408	186,950	3,421,358
県支出金	1,364,553	29,750	1,394,303
繰越金	571,143	32,114	603,257
歳入合計	19,641,244	248,814	19,890,058

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	2,192,303	464	2,192,767
民生費	6,850,225	247,010	7,097,235
衛生費	1,403,036	163	1,403,199
土木費	1,881,463	26	1,881,489
教育費	2,811,379	1,151	2,812,530
歳出合計	19,641,244	248,814	19,890,058

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	268	総務課
収入未済額縮減対策に要する経費	196	納税課
イ 民生費の事業費		
物価高騰に伴う給付金・定額減 税一体支援に要する経費	127,450	社会福祉課
障害者自立支援に要する経費	119,000	社会福祉課
医療福祉に要する経費（市単独）	253	国保年金課
後期高齢者保健に要する経費	307	健康増進課
ウ 衛生費の事業費		
健康づくり推進に要する経費	163	健康増進課
エ 土木費		
市道整備に要する経費	26	道路課
オ 教育費に要する経費		
小学校管理運営に要する経費	270	学校教育課
小学校給食管理運営に要する経費	320	学校教育課
図書館管理運営に要する経費	189	図書館
歴史博物館管理運営に要する経費	169	歴史博物館
埋蔵文化財に要する経費	98	歴史博物館
帆引き船保存活用対策に要する経費	93	歴史博物館
スポーツ団体育成に要する経費	12	スポーツ振興課

〔 市長公室：政策経営課 〕

令和5年度 一般会計補正予算第11号 R060229第1回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	職員等人件費		268
		会計年度任用職員（事務補助）報酬	268
2	収入未済額縮減対策に要する経費		196
		会計年度任用職員（事務補助）報酬	182
3	物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援に要する経費		127,450
		エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（均等割課税のみ世帯）	100,000
		エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（子ども加算）	25,000
4	障害者自立支援に要する経費		119,000
		障害福祉サービス費事業	95,000
		障害児給付費事業	24,000
5	医療福祉に要する経費（市単独）		253
		会計年度任用職員（事務補助）報酬	199
6	後期高齢者保健に要する経費		307
		会計年度任用職員（管理栄養士）報酬	233
7	健康づくり推進に要する経費		163
		会計年度任用職員（事務補助）報酬	124
8	市道整備に要する経費		26
		会計年度任用職員（専門事務）報酬	15

No	事業内容	単位：千円
9	小学校管理運営に要する経費	270
	会計年度任用職員（学校校務員）報酬	270
10	小学校給食管理運営に要する経費	320
	会計年度任用職員（事務補助）報酬	250
11	図書館運営に要する経費	189
	会計年度任用職員（図書館司書等）報酬	101
12	歴史博物館管理運営に要する経費	169
	会計年度任用職員（事務補助）報酬	149
13	埋蔵文化財に要する経費	98
	会計年度任用職員（事務補助）報酬	98
14	帆引き船保存活用対策に要する経費	93
	会計年度任用職員（事務補助）報酬	82
15	スポーツ団体育成に要する経費	12
	会計年度任用職員共済短期給付負担金	12
	合 計	248,814

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第5号	令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第2号）
-------	------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、予算書第3条に定めた収益的支出の予定額13億9千886万5千円を10万6千円増額し、収益的支出の予定額を13億9千897万1千円とするもの

2 内 容

（1） 収益的支出の補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
収益的支出		1,398,865	106	1,398,971
	営業費用	1,271,659	106	1,271,765

〔 上下水道部：上下水道課 〕

議案第 6 号	かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の制定について【新規】
---------	---

1 要 旨

社会教育法の適用を受ける公民館施設等の位置付けを見直し、誰もが気軽に利用できるコミュニティ施設として設置及び管理を行うため、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 設置の趣旨

市民自らが住みよいまちづくりを進めるため、地域活動の活性化、相互交流及び文化の向上に向けたコミュニティ活動の拠点として、コミュニティ施設を設置する。

(2) 名称及び位置

名称	位置
霞ヶ浦コミュニティセンター	かすみがうら市深谷 3 7 1 9 番地 1
千代田コミュニティセンター	かすみがうら市中志筑 2 1 1 2 番地
下稲吉コミュニティセンター	かすみがうら市稲吉三丁目 1 5 番 6 7 号
下大津コミュニティステーション	かすみがうら市加茂 4 4 7 2 番地
牛渡コミュニティステーション	かすみがうら市牛渡 2 8 6 2 番地 3
安飾コミュニティステーション	かすみがうら市安食 1 0 7 5 番地 1
志土庫コミュニティステーション	かすみがうら市宍倉 1 5 9 4 番地
志土庫第 2 コミュニティステーション	かすみがうら市西成井 8 5 番地

(3) 廃止する条例（附則第 2 項関係）

- ア かすみがうら市働く女性の家の設置及び管理に関する条例
- イ かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例
- ウ かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例

- エ かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例
- オ かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例
- (4) この条例の制定に伴う関係条例の所要の改正（附則第4項から第9項まで）
 - ア かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
 - イ かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例
 - ウ かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例
 - エ かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例
 - オ かすみがうら市立図書館条例
 - カ かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例

3 施行年月日

令和6年4月1日

〔 市民部：地域コミュニティ課 〕

議案第 7 号	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【一部改正】
---------	---

1 要 旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）が制定されたのに伴い、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）について水道整備・管理行政に関する権限が移管されるため、この条例を制定するもの

2 内 容

水道法第 16 条の 2 第 3 項（給水装置工事）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 14 条第 3 号（水道技術管理者の資格）について、権限が厚生労働大臣から国土交通大臣又は環境大臣に移管されるため、これらの規定を引用する次の条例を改正

- （1） かすみがうら市水道事業給水条例
- （2） かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

3 施行年月日

令和 6 年 4 月 1 日

〔 上下水道部：上下水道課 〕

議案第 8 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【整理】
<p>1 要 旨</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）の施行に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）の引用条項に条ずれが生じたため、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 地方自治法第 2 4 3 条の 2（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）及び第 2 4 3 条の 2 の 2（職員の賠償責任）について、それぞれ第 2 4 3 条の 2 の 7 及び第 2 4 3 条の 2 の 8 に条ずれしたため、これらの規定を引用する次の条例を改正</p> <p>ア かすみがうら市監査委員条例</p> <p>イ かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p>ウ かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>（2） 地方自治法施行令第 1 7 3 条（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）について、第 1 7 3 条の 4 に条ずれしたため、この規定を引用する次の条例を改正</p> <p>ア かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第 9 号	かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市行政機能拡充プランに基づき、千代田庁舎 1 階にある窓口機能を神立駅周辺の千代田ショッピングモール内にある WonderGoo 跡へ移転することにより、WonderGoo 跡を新庁舎として位置付けるため、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 新庁舎の名称 かすみがうら市中央庁舎</p> <p>(2) 新庁舎の場所 かすみがうら市下稻吉 2 6 3 3 番地 1 9</p> <p>3 施行年月日</p> <p>規則で定める日から施行</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第10号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>議会事務局に議会総務課を設置するのに伴い、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 議会を補佐する組織機能の充実・強化を図ることによる組織効率の向上を目的として、議会総務課を設置するため、関係する次の条例を改正するもの</p> <p>ア かすみがうら市職員の給与に関する条例</p> <p>行政職の職務分類に議会事務局の課長の職務を追加し、事務局長補佐を課長補佐に改正</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第 1 1 号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）第 4 条に規定する基本計画の計画期間満了による更新に伴い、助成内容の一部を見直し、基本計画に基づく地域経済牽引事業計画を実施する企業等を引き続き支援することを目的にこの条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の改正（第 1 条関係）</p> <p>ア 課税免除の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員を制限を廃止 <p>イ 失効日を令和 1 1 年 3 月 3 1 日に延長</p> <p>(2) かすみがうら市企業立地促進条例の改正（第 2 条関係）</p> <p>ア 企業の指定要件の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員を制限を廃止 <p>イ 設備投資及び敷地整備等助成金の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の割合を 1 0 0 分の 5（限度額 1 億円）から 1 0 0 分の 1 0（限度額 1 億 5 千万円）に改正（本社機能移転の場合は、助成金の割合を 1 0 0 分の 1 0（限度額 2 億円）から 1 0 0 分の 2 0（限度額 3 億円）に改正） ・敷地整備・インフラ整備助成金の規定の統合 	

ウ 失効日を令和11年3月31日に延長

3 施行年月日

令和6年4月1日

[産業経済部：地域未来投資推進課]

議案第12号	かすみがうら市医療福祉費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>茨城県医療福祉費等補助金交付要項において、対象要件の拡大が見込まれていることから、当該要項に準拠した取組みとするため、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 障害者手帳の交付を複数受ける者への支援</p> <p>ア 身体障害者手帳（3級又は4級）の交付を受ける者で、療育（知能指数が50以下）を要する者 →身体障害者手帳の等級引下げにより4級を追加 [関係条文] 第2条第5号エ</p> <p>イ 身体障害者手帳（3級又は4級）の交付を受ける者で、精神障害者保健福祉手帳（2級）の交付を受ける者 →新規拡充 [関係条文] 第2条第5号ク</p> <p>ウ 療育（知能指数が50以下）を要する者で精神障害者保健福祉手帳（2級）の交付を受ける者 →新規拡充 [関係条文] 第2条第5号ケ</p> <p>(2) 後期高齢者医療保険制度の障害認定が前提となる要件 →制度移行要件がない場合における緩和措置に伴う条文の整理</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第13号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

1 要 旨

地方税法（昭和25年号外法律第226号）第5条の規定により目的税として課する国民健康保険税について、同法第703条の4に規定する国民健康保険に関する特別会計において負担する費用を確保するため、税率の見直しを行ったことに伴い、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 主な改正点

- ・ 応能分 → 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る所得割における税率の改定
[関係条文] 第3条、第7条及び第11条

※ 応益分 → 課税区分のいずれも税額の改定なし

【参考】

かすみがうら市国民健康保険税比較表

課税区分	課税構成	詳細	改正前	改正後
医療給付費分	応能分	所得割	6.0%	7.2%
	応益分	均等割	32,000円	同額
後期高齢者支援金分	応能分	所得割	2.5%	3.4%
	応益分	均等割	14,000円	同額
介護納付金分	応能分	所得割	2.1%	2.8%
	応益分	均等割	16,000円	同額

3 施行年月日

令和6年4月1日

[市民部：国保年金課]

<p>議案第14号</p>	<p>かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】</p>
<p>1 要 旨</p> <p>デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）において、書面掲示及びフロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しに伴い、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正（第1条関係）</p> <p>ア 特定教育・保育施設における重要事項の書面掲示の義務付けについて、当該掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない規定を追加</p> <p>イ 磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」の規定について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改正</p> <p>(2) かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正（第2条関係）</p>	

ア 磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の
交付における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これ
らに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことが
できる物」の規定について、新たな情報通信技術に円滑に対応
できるよう、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に
改正

3 施行年月日

令和6年4月1日

[保健福祉部：子育て支援課]

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第15号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	--------------------------------------

1 要 旨

令和6年度から令和8年度までにおける第9期介護保険事業計画の策定に当たり、保険料率を定めるためこの条例を制定するもの

2 内 容

(1) 介護保険料基準月額及び基準所得金額、所得段階区分の改正

新旧対照	第8期計画時 (R3~R5)	第9期計画時 (R6~R8)																																																
基準月額	5, 200円	5, 600円																																																
所得段階	1 1段階	1 3段階																																																
調整率	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>第1段階</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>第10段階</td><td>1.8</td></tr> </table>	第1段階	0.3	第2段階	0.5	第3段階	0.7	第10段階	1.8	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>第1段階</td><td>0.285</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>0.485</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>0.685</td></tr> <tr><td>第10段階</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>第12段階</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>第13段階</td><td>2.4</td></tr> </table>	第1段階	0.285	第2段階	0.485	第3段階	0.685	第10段階	1.9	第12段階	2.3	第13段階	2.4																												
第1段階	0.3																																																	
第2段階	0.5																																																	
第3段階	0.7																																																	
第10段階	1.8																																																	
第1段階	0.285																																																	
第2段階	0.485																																																	
第3段階	0.685																																																	
第10段階	1.9																																																	
第12段階	2.3																																																	
第13段階	2.4																																																	
基準所得金額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>第9段階</td><td>320万円以上500万円未満</td></tr> <tr><td>第10段階</td><td>500万円以上1,000万円未満</td></tr> <tr><td>第11段階</td><td>1,000万円以上</td></tr> </table>	第9段階	320万円以上500万円未満	第10段階	500万円以上1,000万円未満	第11段階	1,000万円以上	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>第9段階</td><td>320万円以上420万円未満</td></tr> <tr><td>第10段階</td><td>420万円以上520万円未満</td></tr> <tr><td>第11段階</td><td>520万円以上620万円未満</td></tr> <tr><td>第12段階</td><td>620万円以上720万円未満</td></tr> <tr><td>第13段階</td><td>720万円以上</td></tr> </table>	第9段階	320万円以上420万円未満	第10段階	420万円以上520万円未満	第11段階	520万円以上620万円未満	第12段階	620万円以上720万円未満	第13段階	720万円以上																																
第9段階	320万円以上500万円未満																																																	
第10段階	500万円以上1,000万円未満																																																	
第11段階	1,000万円以上																																																	
第9段階	320万円以上420万円未満																																																	
第10段階	420万円以上520万円未満																																																	
第11段階	520万円以上620万円未満																																																	
第12段階	620万円以上720万円未満																																																	
第13段階	720万円以上																																																	
保険料 (年間)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>第1段階</td><td>18,720円</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>31,200円</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>43,680円</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>56,100円</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>62,400円</td></tr> <tr><td>第6段階</td><td>74,800円</td></tr> <tr><td>第7段階</td><td>81,100円</td></tr> <tr><td>第8段階</td><td>93,600円</td></tr> <tr><td>第9段階</td><td>106,000円</td></tr> <tr><td>第10段階</td><td>112,300円</td></tr> <tr><td>第11段階</td><td>131,000円</td></tr> </table>	第1段階	18,720円	第2段階	31,200円	第3段階	43,680円	第4段階	56,100円	第5段階	62,400円	第6段階	74,800円	第7段階	81,100円	第8段階	93,600円	第9段階	106,000円	第10段階	112,300円	第11段階	131,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>第1段階</td><td>19,150円</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>32,590円</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>46,030円</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>60,400円</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>67,200円</td></tr> <tr><td>第6段階</td><td>80,600円</td></tr> <tr><td>第7段階</td><td>87,300円</td></tr> <tr><td>第8段階</td><td>100,800円</td></tr> <tr><td>第9段階</td><td>114,200円</td></tr> <tr><td>第10段階</td><td>127,600円</td></tr> <tr><td>第11段階</td><td>141,100円</td></tr> <tr><td>第12段階</td><td>154,500円</td></tr> <tr><td>第13段階</td><td>161,200円</td></tr> </table>	第1段階	19,150円	第2段階	32,590円	第3段階	46,030円	第4段階	60,400円	第5段階	67,200円	第6段階	80,600円	第7段階	87,300円	第8段階	100,800円	第9段階	114,200円	第10段階	127,600円	第11段階	141,100円	第12段階	154,500円	第13段階	161,200円
第1段階	18,720円																																																	
第2段階	31,200円																																																	
第3段階	43,680円																																																	
第4段階	56,100円																																																	
第5段階	62,400円																																																	
第6段階	74,800円																																																	
第7段階	81,100円																																																	
第8段階	93,600円																																																	
第9段階	106,000円																																																	
第10段階	112,300円																																																	
第11段階	131,000円																																																	
第1段階	19,150円																																																	
第2段階	32,590円																																																	
第3段階	46,030円																																																	
第4段階	60,400円																																																	
第5段階	67,200円																																																	
第6段階	80,600円																																																	
第7段階	87,300円																																																	
第8段階	100,800円																																																	
第9段階	114,200円																																																	
第10段階	127,600円																																																	
第11段階	141,100円																																																	
第12段階	154,500円																																																	
第13段階	161,200円																																																	

3 施行年月日

令和6年4月1日

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第16号	かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が公布され、法律名が改正されることから、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 引用する法律名の改正(第1条)</p> <p>改正前 漁港漁場整備法</p> <p>改正後 漁港及び漁場の整備等に関する法律</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔産業経済部：農林水産課〕</p>	

議案第17号	かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について【廃止】																		
<p>1 要 旨</p> <p>高齢化社会の進展と平均寿命が延伸している中、今後求められる福祉施策の充実を図るため、敬老祝金の給付対象等を見直すとともに、令和6年度から告示で運用するため、この条例を制定するもの</p> <p>2 施行年月日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p>3 参考（告示の概要）</p> <p>（1）支給対象者</p> <p>毎年8月1日に住所を3か月以上有し、その年の4月1日から翌年の3月31日までに88歳又は100歳の誕生日が到来する者</p> <p>（2）支給額</p> <table data-bbox="399 1344 877 1478"> <tr> <td>ア</td> <td>88歳</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>100歳</td> <td>30,000円</td> </tr> </table> <p>（3）支給の特例</p> <p>令和6年度に限り、令和5年9月20日から令和6年3月31日までに誕生日を迎える77歳、88歳、99歳又は100歳となる者に次の祝金を支給する。</p> <table data-bbox="399 1747 877 1993"> <tr> <td>ア</td> <td>77歳</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>88歳</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>99歳</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>100歳</td> <td>30,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">〔保健福祉部：介護長寿課〕</p>		ア	88歳	15,000円	イ	100歳	30,000円	ア	77歳	7,000円	イ	88歳	15,000円	ウ	99歳	25,000円	エ	100歳	30,000円
ア	88歳	15,000円																	
イ	100歳	30,000円																	
ア	77歳	7,000円																	
イ	88歳	15,000円																	
ウ	99歳	25,000円																	
エ	100歳	30,000円																	

議案第18号	令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）
--------	----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7千163万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ201億6千169万7千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
地方特例交付金	32,860	△1,907	30,953
地方交付税	4,000,000	308,242	4,308,242
国庫支出金	3,421,358	6,502	3,427,860
県支出金	1,394,303	△36,113	1,358,190
寄附金	122,001	4,700	126,701
繰入金	955,531	△10,375	945,156
繰越金	603,257	70,127	673,384
諸収入	370,611	△3,816	366,795
市債	1,667,200	△65,721	1,601,479
歳入合計	19,890,058	271,639	20,161,697

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	141,868	△1,128	140,740
総務費	2,192,767	62,626	2,255,393

民生費	7,097,235	△39,674	7,057,561
衛生費	1,403,199	△107,441	1,295,758
農林水産業費	784,670	△38,941	745,729
商工費	492,334	△6,166	486,168
土木費	1,881,489	562,161	2,443,650
消防費	932,177	△11,103	921,074
教育費	2,812,530	△131,410	2,681,120
災害復旧費	57,220	△1,400	55,820
公債費	2,001,892	△15,885	1,986,007
歳出合計	19,890,058	271,639	20,161,697

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
市議会運営に要する経費	△1,128	議会事務局
イ 総務費の事業費		
職員等人件費	43,563	総務課
市長・副市長秘書業務に要する経費	△600	秘書広報課
広報に要する経費	△1,374	秘書広報課
人事管理に要する経費	△6,990	総務課
文書法制に要する経費	△677	総務課
千代田庁舎管理に要する経費	△2,441	検査管財課
旧小学校施設管理に要する経費	△611	財産総括室
行政機能移転に要する経費	△2,594	財産総括室

基金運用益等の積立に要する経費	54,418	政策経営課
交通安全対策に要する経費	△5,000	地域コミュニティ課
自治振興に要する経費	△12,750	地域コミュニティ課
市税賦課事務に要する経費	△2,978	税務課
住民基本台帳事務に要する経費	660	市民課
ウ 民生費の事業費		
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）に要する経費	△16,740	社会福祉課
障害者自立支援に要する経費	7,850	社会福祉課
長寿社会づくりに要する経費	△1,200	介護長寿課
医療福祉に要する経費（市単独）	△2,000	国保年金課
国民健康保険特別会計繰出に要する経費	△12,613	国保年金課
後期高齢者保健に要する経費	1,233	健康増進課
後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費	△788	国保年金課
家庭児童相談に要する経費	△2,645	子育て支援課
児童扶養手当支給に要する経費	△10,516	子育て支援課
児童手当支給に要する経費	△38,800	子育て支援課
第一保育所管理運営に要する経費	△2,400	第一保育所
やまゆり保育所管理運営に要する経費	△4,236	やまゆり保育所
わかぐり保育所管理運営に要する経費	△5,900	わかぐり保育所
民間保育所に要する経費	28,179	子育て支援課
生活保護等総務事務に要する経費	20,902	社会福祉課

エ 衛生費の事業費		
新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費	△3,129	健康増進課
法定予防接種に要する経費	△7,668	健康増進課
任意予防接種に要する経費	△3,086	健康増進課
各種検診に要する経費	△4,259	健康増進課
母子保健に要する経費	△1,400	健康増進課
不妊治療費助成に要する経費	△3,500	健康増進課
火葬場運営に要する経費	△1,975	環境保全課
環境保全推進に要する経費	△1,000	環境保全課
浄化槽設置整備に要する経費	△30,485	環境保全課
不法投棄対策に要する経費	△1,700	環境保全課
一般廃棄物処理に要する経費	△48,889	環境保全課
リサイクル推進に要する経費	△350	環境保全課
オ 農林水産業費の事業費		
農業振興に要する経費	△7,500	農林水産課
畜産振興に要する経費	△940	農林水産課
有害鳥獣対策に要する経費	△2,618	農林水産課
米政策推進に要する経費	△1,151	農林水産課
土地改良整備支援に要する経費	△560	農林水産課
農地維持・資源向上対策に要する経費	△24,901	農林水産課
県単土地改良に要する経費	△1,271	農林水産課
カ 商工費の事業費		
商工振興に要する経費	△7,400	地域未来投資推進課

企業立地促進に要する経費	△828	地域未来投資推進課
雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	729	観光課
交流センター管理運営に要する経費	739	観光課
水族館管理運営に要する経費	594	観光課
キ 土木費の事業費		
道路維持管理に要する経費	△3,880	道路課
市道整備に要する経費	△72,400	道路課
都市計画調整に要する経費	638,441	都市整備課
ク 消防費の事業費		
常備消防に要する経費	△823	消防総務課
消防団運営に要する経費	△5,750	消防総務課
消防車両整備に要する経費	△334	消防総務課
消防水利整備に要する経費	△1,709	消防総務課
災害対策に要する経費	△2,487	危機管理課
ケ 教育費の事業費		
教育委員会事務局運営に要する経費	△3,300	学校教育課
学校支援員設置に要する経費	△1,200	学校教育課
学校統合推進に要する経費	△300	学校教育課
小学校管理運営に要する経費	△22,570	学校教育課
小学校コンピューター管理に要する経費	△2,690	学校教育課
小学校施設維持管理に要する経費	△6,900	学校教育課
中学校生徒安全推進に要する経費	△2,590	学校教育課
中学校部活動支援に要する経費	△4,610	学校教育課

中学校管理運営に要する経費	△510	学校教育課
中学校コンピューター管理に要する経費	△1,550	学校教育課
中学校施設維持管理に要する経費	△970	学校教育課
中学校施設整備に要する経費	△2,940	学校教育課
下稲吉中学校施設整備に要する経費	△81,280	学校教育課
コ 災害復旧費の事業費		
観光施設災害復旧に要する経費	△1,400	観光課
サ 公債費の事業費		
市債償還に要する経費（利子）	△15,885	政策経営課

〔 市長公室：政策経営課 〕

令和5年度 一般会計補正予算第12号 R060229第1回定例会

No	事業 内 容	単位：千円
1	市議会運営に要する経費	△1,128
	議員期末手当	△1,128
2	職員等人件費	43,563
	退職手当特別負担金	43,563
3	市長・副市長秘書業務に要する経費	△600
	市長交際費	△510
	副市長交際費	△90
4	広報に要する経費	△1,374
	会計年度任用職員（事務補助）報酬	△930
5	人事管理に要する経費	△6,990
	会計年度任用職員（事務補助）報酬	△4,400
6	文書法制に要する経費	△677
	文書等配達業務委託	△512
7	千代田庁舎管理に要する経費	△2,441
	施設警備委託	△1,279
8	旧小学校施設管理に要する経費	△611
	草刈作業委託	△400
9	行政機能移転に要する経費	△2,594
	庁舎機能移転設計業務委託	△2,594

No	事業	内 容	単位：千円
10	基金運用益等の積立に要する経費		54,418
		減債基金積立金	54,418
11	交通安全対策に要する経費		△5,000
		光熱水費	△4,000
12	自治振興に要する経費		△12,750
		地域集会施設整備費補助金	△12,750
13	市税賦課事務に要する経費		△2,978
		会計年度任用職員（事務補助）報酬	△1,867
14	住民基本台帳事務に要する経費		660
		住民基本台帳システム改修委託	660
15	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）に要する経費		△16,740
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	△16,740
16	障害者自立支援に要する経費		7,850
		障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託	550
		国庫負担金等超過交付返還金	7,300
17	長寿社会づくりに要する経費		△1,200
		会計年度任用職員（事務補助）報酬	△1,200
18	医療福祉に要する経費（市単独）		△2,000
		入院・外来自己負担金	△2,000
19	国民健康保険特別会計繰出に要する経費		△12,613
		国民健康保険特別会計繰出金	△12,613

No	事業	内 容	単位：千円
20	後期高齢者保健に要する経費		1,233
		後期高齢者健診事業委託	1,073
		人間ドック等補助金	160
21	後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費		△788
		後期高齢者医療特別会計繰出金	△788
22	家庭児童相談に要する経費		△2,645
		会計年度任用職員（家庭児童相談員等）報酬	△1,727
23	児童扶養手当支給に要する経費		△10,516
		児童扶養手当	△10,516
24	児童手当支給に要する経費		△38,800
		児童手当	△38,800
25	第一保育所管理運営に要する経費		△2,400
		会計年度任用職員（保育士等）報酬	△1,400
		給食費	△1,000
26	やまゆり保育所管理運営に要する経費		△4,236
		会計年度任用職員（保育士等）報酬	△1,003
		光熱水費	△2,011
		保育室空調機更新工事	△1,222

No	事業	内 容	単位：千円
27	わかぐり保育所管理運営に要する経費		△5,900
		会計年度任用職員（保育士等）報酬	△2,900
		光熱水費	△1,000
		給食費	△2,000
28	民間保育所に要する経費		28,179
		民間保育所入所委託	20,013
		広域入所（民間）委託	3,577
29	生活保護等総務事務に要する経費		20,902
		国庫負担金等超過交付返還金	20,902
30	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費		△3,129
		ワクチン接種謝礼	△847
		通信運搬費	△1,300
		集団接種会場使用料	△982
31	法定予防接種に要する経費		△7,668
		予防接種委託	△7,000
32	任意予防接種に要する経費		△3,086
		予防接種委託	△3,086

No	事業	内 容	単位：千円
33	各種検診に要する経費		△4,259
		胃がん検診委託	△1,450
		肝炎ウイルス検診委託	△79
		子宮がん検診委託	△590
		成人健診委託	△280
		乳がん検診委託	△1,600
		肺がん・結核検診委託	△260
34	母子保健に要する経費		△1,400
		妊婦・乳児健診委託	△1,400
35	不妊治療費助成に要する経費		△3,500
		不妊治療費補助金	△3,500
36	火葬場運営に要する経費		△1,975
		石岡地方斎場組合負担金	△1,975
37	環境保全推進に要する経費		△1,000
		特定外来生物等処分業務委託	△1,000
38	浄化槽設置整備に要する経費		△30,485
		浄化槽等設置事業費補助金	△30,485
39	不法投棄対策に要する経費		△1,700
		会計年度任用職員（環境保全監視員）報酬	△1,200

No	事業	内 容	単位：千円
40	一般廃棄物処理に要する経費		△48,889
		プラスチック製容器包装処理業務委託	△2,100
		霞台厚生施設組合負担金	△46,789
41	リサイクル推進に要する経費		△350
		資源物回収事業補助金	△350
42	農業振興に要する経費		△7,500
		経営発展支援事業補助金	△7,500
43	畜産振興に要する経費		△940
		家畜防疫予防事業推進補助金	△940
44	有害鳥獣対策に要する経費		△2,618
		鳥獣駆除謝礼	△348
		有害鳥獣捕獲処理謝礼	△1,022
		有害鳥獣捕獲事業委託	△304
		鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金	△944
45	米政策推進に要する経費		△1,151
		経営所得安定対策等推進事業費補助金	△1,151
46	土地改良整備支援に要する経費		△560
		小規模土地改良事業補助金	△560
47	農地維持・資源向上対策に要する経費		△24,901
		農地維持・資源向上対策交付金	△24,901

No	事業	内 容	単位：千円
48	県単土地改良に要する経費		△1,271
		排水路整備実施設計等業務委託	△1,271
49	商工振興に要する経費		△7,400
		地域力創造推進プロジェクト運営業務委託	△1,000
		地域活性化起業人企業負担金	△2,800
		一般貨物自動車運送事業原油価格高騰対策交付金	△3,600
50	起業立地促進に要する経費		△828
		企業立地促進助成金	△828
51	雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費		729
		指定管理者委託（光熱水費超過分）	729
52	交流センター管理運営に要する経費		739
		指定管理者委託（光熱水費超過分）	739
53	水族館管理運営に要する経費		594
		指定管理者委託（光熱水費超過分）	594
54	道路維持管理に要する経費		△3,880
		橋梁長寿命化点検委託	△1,280
		道路改修工事	△2,600

No	事業	内 容	単位：千円
55	市道整備に要する経費		△72,400
		道路改良工事	△31,000
		道路舗装新設工事	△2,000
		道路排水整備工事	△7,000
		道路敷取得費	△12,400
		物件等補償	△20,000
56	都市計画調整に要する経費		638,441
		国庫補助金等返還金	638,441
57	常備消防に要する経費		△823
		土地借上料	△635
58	消防団運営に要する経費		△5,750
		団員報酬	△1,569
		消防団員退職報奨金	△3,816
59	消防車両整備に要する経費		△334
		消防団用ポンプ自動車	△334
60	消防水利整備に要する経費		△1,709
		防火水槽新設工事	△1,171
61	災害対策に要する経費		△2,487
		発令判断支援システム改修業務委託	△2,487
62	教育委員会事務局運営に要する経費		△3,300
		バス借上料	△3,000

No	事業	内 容	単位：千円
63	学校支援員設置に要する経費		△1,200
		会計年度任用職員（学校支援員）報酬	△1,000
64	学校統合推進に要する経費		△300
		会計年度任用職員（IT非常勤講師）報酬	△300
65	小学校管理運営に要する経費		△22,570
		小学校スクールバス運行委託	△16,742
		スクールバス乗降管理システム導入業務委託	△4,378
66	小学校コンピューター管理に要する経費		△2,690
		GIGAスクール対応タブレットPC	△2,079
		大型提示装置	△611
67	小学校施設維持管理に要する経費		△6,900
		光熱水費	△5,000
		空調機点検業務委託	△1,210
68	中学校生徒安全推進に要する経費		△2,590
		通学用自転車購入費等助成金	△2,590
69	中学校部活動支援に要する経費		△4,610
		会計年度任用職員（部活動指導員）報酬	△500
		中学校部活動補助金	△4,110
70	中学校管理運営に要する経費		△510
		スクールバス乗降管理システム導入業務委託	△510

No	事業	内 容	単位：千円
71	中学校コンピューター管理に要する経費		△1,550
		GIGAスクール対応タブレットPC	△1,188
		大型提示装置	△362
72	中学校施設維持管理に要する経費		△970
		空調機点検業務委託	△970
73	中学校施設整備に要する経費		△2,940
		中学校屋内運動場空調設備工事設計業務委託	△1,680
		霞ヶ浦中学校高圧引込ケーブル及びPAS更新工事	△1,260
74	下稲吉中学校施設整備に要する経費		△81,280
		下稲吉中学校屋内運動場整備工事	△80,000
75	観光施設災害復旧に要する経費		△1,400
		雪入ふれあいの里公園災害復旧工事	△1,400
76	市債償還に要する経費（利子）		△15,885
		地方債利子	△15,885
	合 計		271,639

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第19号	令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
--------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1千232万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ43億5千575万円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国民健康保険税	778,402	△7,600	770,802
繰入金	466,399	△12,613	453,786
繰越金	1	32,536	32,537
歳入合計	4,343,427	12,323	4,355,750

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
基金積立金	300	9,806	10,106
諸支出金	5,105	2,517	7,622
歳出合計	4,343,427	12,323	4,355,750

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 基金積立金の事業費		
支払準備基金積立金に要する経費	9,806	国保年金課
イ 諸支出金の事業費		
その他償還に要する経費	2,517	国保年金課

[市民部：国保年金課]

議案第20号	令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）
--------	--------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3千546万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億3千646万1千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療保険料	442,761	25,000	467,761
繰入金	557,236	△788	556,448
繰越金	1	11,249	11,250
歳入合計	1,001,000	35,461	1,036,461

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金	994,640	24,212	1,018,852
諸支出金	1,001	11,249	12,250
歳出合計	1,001,000	35,461	1,036,461

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 後期高齢者医療広域連合納付金の事業費		
後期高齢者医療広域連合納付に要する経費	24,212	国保年金課
イ 諸支出金の事業費		
一般会計繰出に要する経費	11,249	国保年金課

[市民部：国保年金課]

議案第21号	令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
--------	-------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7千209万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ38億986万1千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	799,377	550	799,927
繰越金	8,664	71,547	80,211
歳入合計	3,737,764	72,097	3,809,861

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	86,684	1,100	87,784
基金積立金	251	34,355	34,606
諸支出金	8,666	36,642	45,308
歳出合計	3,737,764	72,097	3,809,861

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
一般管理に要する経費	1,100	介護長寿課
イ 基金積立金の事業費		
介護給付費準備基金積立に要する経費	34,355	介護長寿課
ウ 諸支出金の事業費		
一般会計繰出に要する経費	36,642	介護長寿課

[保健福祉部：介護長寿課]

1 要 旨

旧下大津小学校跡地を減額して貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもの

2 内 容

(1) 減額貸付けする財産

所 在	地 目	地 積
かすみがうら市加茂4295番1	山 林	6,610㎡
かすみがうら市加茂4469番1	学校用地	14,815㎡
地積合計		21,425㎡

※ 地目は、登記簿に記載されているもの



(2) 減額貸付けの相手方

茨城県土浦市木田余西台12番2号

株式会社ヴェジスタ

代表取締役 松本 武

(3) 貸付期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間

(4) 貸付料

年額 1,200,000円

※ 貸付けに係る適正な価格

年額 3,019,397円

[市行政財産の使用料徴収条例に規定する方法により算定]

貸付けに係る適正な価格=75,484,940円[当該土地の適正な価額(令和5年度分固定資産評価額)]×4/100×[21,425㎡(貸付面積)/21,425㎡(延面積)/]

3 公募及び事業者選定の経過

令和5年11月 2日(木) 公募開始

11月30日(木) 公募締切

12月13日(水) 事業者選定のための審査会

令和6年 1月17日(水) 地域説明会

4 減額貸付けに対する考え

平成28年3月をもって廃校となった旧下大津小学校跡地の利活用事業者を公募し、貸付けの相手方から当該小学校跡地を有効活用して、地域農業の発展とともに、遊休農地・耕作放棄地の解消に向けた取り組みや地域行事が行われる際には、駐車場として施設を開放し、災害時には、緊急避難場所として提供するなどの事業内容とともに、貸付額の提案を受けたところである。このようなことから、当該小学校跡地が有効に活用され、地域コミュニティ活動の推進や地域貢献に資することが期待されるため、減額貸付けを行うものである。

[総務部：検査管財課]

議案第 29 号	新市建設計画の変更について
----------	---------------

1 要 旨

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成 23 年法律第 102 号）の改正（平成 30 年 4 月）により、建設計画に基づいて行う事業に要する経費について地方債（合併特例債）を起こすことができる期間の特例（合併の日が属する年度及びこれに続く 25 年度）が設けられた。

そのため、地方債の中でも財政的に有利とされる合併特例債を有効に活用し、今後の事業を着実に推進するため、新市建設計画の期間の延長を行うとともに、今後の合併特例債活用予定事業を計画上に明らかとするもの

2 内 容

(1) 計画期間の見直し（延長）

計画の終期を「令和 6 年度」から「令和 11 年度」に変更

(2) 今後の合併特例債活用予定事業の明確化

合併特例債の活用を新たに活用する事業のうち、「庁舎整備事業」を主要事業一覧表に記載

(3) その他

期間延長と新たな活用事業の明確化に対応した財政計画の作成及び統計データの更新、記述の整理等

3 参 考

(1) 現行における活用事業

(単位：千円)

事 業 名	起債実績 (H17-R4 年度)
市道チ 55 号線整備事業	241,400
市道カ 2644 号線整備事業	1,346,300
市道チ 6 号線整備事業	856,700

千代田庁舎増改築事業	134,300
水道施設統合事業	200,800
地域福祉センター整備事業	215,400
志筑小学校移転整備事業	849,000
小中学校空調設備整備事業	120,700
霞ヶ浦庁舎建設事業	234,200
地域振興基金積立事業	1,441,800
統合保育所整備事業	74,800
石岡地方斎場建設事業	435,900
小学校施設耐震促進事業	169,700
下稲吉小学校施設整備事業	1,406,600
五輪堂橋改修整備事業	144,700
美並小学校施設統合環境整備事業	326,000
南中学校施設統合環境整備事業	321,800
北中学校施設統合環境整備事業	456,100
下稲吉中学校屋内運動場耐震促進事	18,100
神立駅西口土地区画整理事業	1,604,700
神立駅停車場線事業	867,700
霞ヶ浦南小学校給食室整備事業	124,000
霞ヶ浦中学校給食室整備事業	173,500
霞ヶ浦中学校太陽光発電整備事業	11,500
歩崎公園栈橋設置事業	88,900
計	11,864,600

発行可能額 13,344,600 千円—発行済額 11,864,600 千円

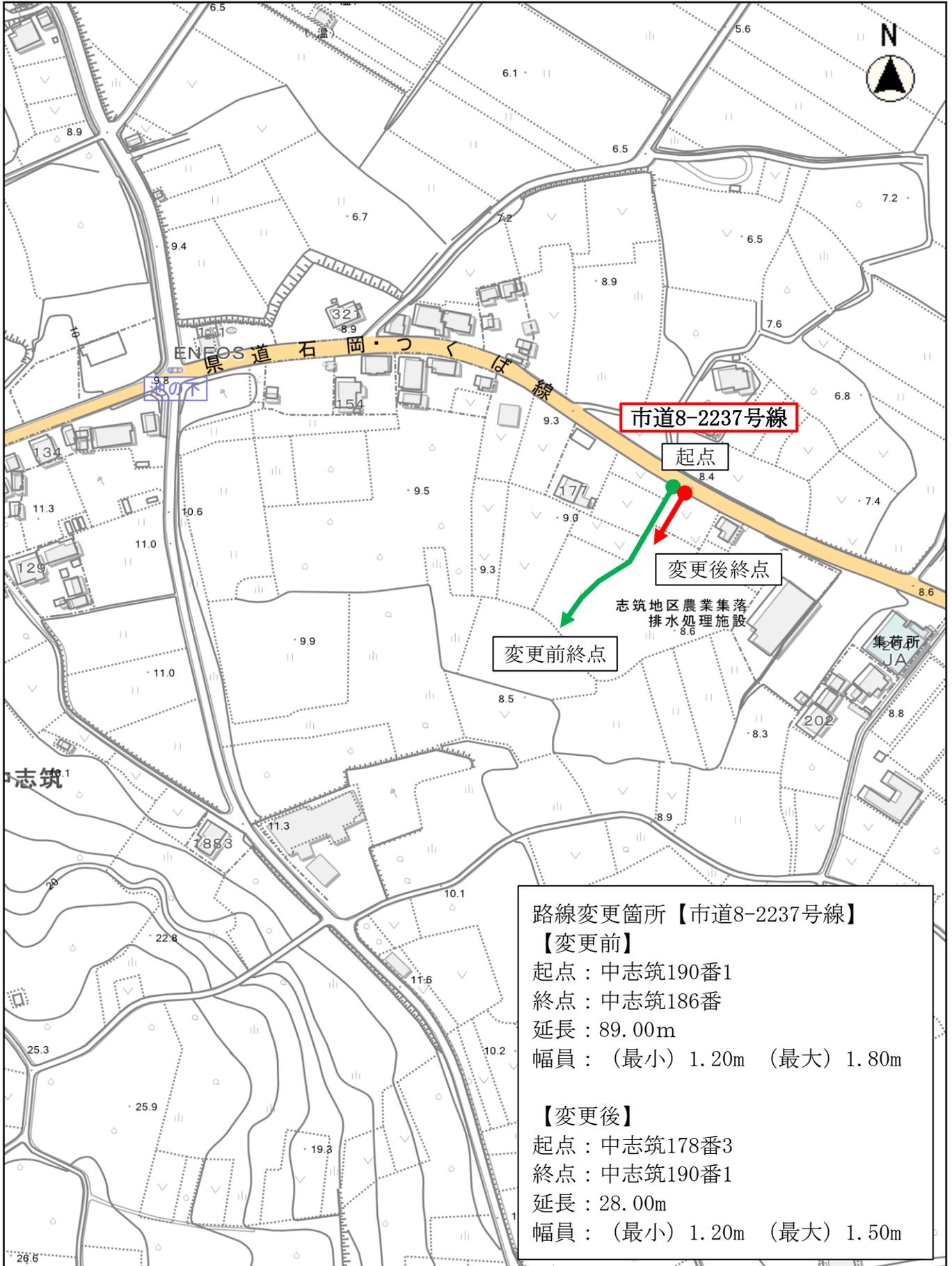
＝発行可能残額 1,480,000 千円

[市長公室：政策経営課]

議案第30号	市道路線の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>中志筑地内に位置する市道の一部について、農業生産基盤整備事業（志筑地区）に伴い、路線を変更するもの</p> <p>（1） 変更しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2237号線</p> <p>イ 延長 89.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (変更路線図)

変更前路線  変更後路線 



路線変更箇所【市道8-2237号線】

【変更前】
 起点：中志筑190番1
 終点：中志筑186番
 延長：89.00m
 幅員：(最小) 1.20m (最大) 1.80m

【変更後】
 起点：中志筑178番3
 終点：中志筑190番1
 延長：28.00m
 幅員：(最小) 1.20m (最大) 1.50m